

一 商標登録を受けようとする色彩を表示した
図又は写真

二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩
のみで描き、その他の部分を破線で描く等
より当該色彩及びそれを付する位置が特定さ
れるように表示した一又は異なる二以上の図
又は写真

(音商標の願書への記載)

第四条の五 音からなる商標(以下「音商標」と
いう。)の商標法第五条第一項第二号の規定に
よる願書への記載は、文字若しくは五線譜又は
これらの組み合わせを用いて商標登録を受けよ
うとする音を特定するために必要な事項を記載
することによりしななければならない。ただし、
必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を
用いて記載することができる。

(位置商標の願書への記載)

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号
若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又は
これらと色彩との結合に限る。)を付する位置
が特定される商標(以下「位置商標」という。)
の商標法第五条第一項第二号の規定による願書
への記載は、その標章を実線で描き、その他の
部分を破線で描く等により標章及びそれを付す
る位置が特定されるように表示した一又は異な
る二以上の図又は写真によりしななければならない。
い。

(商標登録を受けようとする商標の類型)

第四条の七 商標法第五条第二項第五号(同法第
六十八条第一項において準用する場合を含む。)
の経済産業省令で定める商標は、位置商標とす

る。
(願書への商標の詳細な説明の記載又は物件の添
付)

第四条の八 商標法第五条第四項(同法第六十八
条第一項において準用する場合を含む。以下同
じ。)の経済産業省令で定める商標は、次のと
おりとする。

- 一 動き商標
 - 二 ホログラム商標
 - 三 立体商標
 - 四 色彩のみからなる商標
 - 五 音商標
 - 六 位置商標
- 2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の
各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に
定めるところにより行うものとする。
- 一 動き商標の細かな説明の記載
 - 二 ホログラム商標の細かな説明の記載
 - 三 立体商標 商標の細かな説明の記載(商
標登録を受けようとする商標を特定するた
めに必要がある場合に限る。第五号において同
じ。)
 - 四 色彩のみからなる商標の細かな説明の
記載
 - 五 音商標 商標の細かな説明の記載及び商標
法第五条第四項の経済産業省令で定める物件
の添付
 - 六 位置商標の細かな説明の記載
- 3 商標法第五条第四項の経済産業省令で定める
物件は、商標登録を受けようとする商標を特許
庁長官が定める方式に従って記録した一の光

ディスクとする。

4 前項に掲げる物件であつて、商標法第六十八
条の十第一項に規定する国際商標登録出願(以
下「国際商標登録出願」という。)に係るもの
を提出する場合は、様式第九の二によりしなけ
ればならない。

(国際商標登録出願に係る商標の詳細な説明)

第四条の九 商標法第六十八条の九第二項の表の
国際登録簿に記載されている事項のうち国際登
録の対象である商標の記載の意義を解釈するた
めに必要な事項として経済産業省令で定めるも
のの項の経済産業省令で定める事項は、次のと
おりとする。

- 一 色彩に係る主張に関する情報(色彩のみか
らなる商標の場合に限る。)
 - 二 標章の記述
- (国際登録の番号の記載)
- 第五条の二 国際商標登録出願又は同法第六十八
条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商
標権(以下「国際登録に基づく商標権」という。)
についての請求その他の商標に関する手続にお
いて書面を提出するときは、商標登録出願の番
号又は登録番号に代えて、同法第六十八条の二
第一項に規定する国際登録(以下「国際登録」
という。)の番号を記載しなければならない。
- (国際登録の名義人の記載)
- 第五条の三 国際商標登録出願又は国際登録に基
づく商標権についての請求その他の商標に関す
る手続において書面を提出するときは、国際登
録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所の
記載は、当該国際登録に係る商標法第六十八条

の九第一項に規定する国際登録簿に記載された
文字と同一の文字でしなければならない。
(国際登録に係る指定商品又は指定役務の記載)

第五条の四 国際商標登録出願又は国際登録に基
づく商標権についての請求その他の商標に関す
る手続において書面を提出するときは、指定商
品又は指定役務の記載は、英語でしなければならない。
(商品及び役務の区分)

第六条 商標法施行令(昭和三十五年政令第十九
号)第二条の規定による商品及び役務の区分(以
下「商品及び役務の区分」という。)に属する
商品又は役務は、別表のとおりとする。
(出願時の特例の規定の適用を受けるための証明
書の提出等)

- 第六条の二 商標法第九条第二項の規定により提
出すべき証明書の提出は、様式第十の二により
しなければならない。
- 2 商標法第九条第三項の経済産業省令で定める
期間は、同条第二項に規定する期間の経過後二
月とする。
- 3 商標法第九条第三項の規定により同条第二項
に規定する証明書を提出する者は、第二十二
条第一項において準用する特許法施行規則第四
条の二第一項に規定する様式第二により作成した
期間延長請求書を提出しなければならない。
(パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受
けようとする場合の手続)
- 第七条の二 商標法第十三条第一項において読み
替えて準用する特許法第四十三條第七項(商標
法第十三条第一項において読み替えて準用する